

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【公開番号】特開2012-242270(P2012-242270A)

【公開日】平成24年12月10日(2012.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-052

【出願番号】特願2011-113483(P2011-113483)

【国際特許分類】

G 0 1 N 21/27 (2006.01)

G 0 1 J 3/36 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 21/27 B

G 0 1 J 3/36

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

予め用意した色見本を、鮮度判定に使用するマルチバンドカメラ200（機種が同一、より好ましくは実機そのもの）と、分光器を備えた撮影装置（以下、「分光器撮影装置」と呼ぶ）とで撮影する。分光器撮影装置は、色見本からの反射光を分光器に通し、分光器から出力されるスペクトルを撮像素子の撮像面で受ける周知のものであり、例えば前述した特許文献1に記載されたものである。その後、マルチバンドカメラ200で得られたマルチバンド画像から所定位置の画素値を抽出する。ここでいう所定位置とは、マルチバンド画像内で色見本が写っている部分であればどの位置でもよいが、好ましくは、前処理データを作成する際に、ハードウェア的な製造誤差が少ないとされた部分に対応した位置とするのがよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0087

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0087】

ステップS140の実行後、CPU10は、ステップS140で得られた特徴量から鮮度判定結果を求める処理を行う（ステップS150）。ここでは、診断データベース保存部39に記憶された診断データベースに基づいて、前記鮮度判定結果の演算を行う。詳しくは、図5に例示したグラフにステップS140で得られた特徴量のS₅を当てはめることで、鮮度判定結果を求める。あるいは、図6に例示したグラフにステップS140で得られた特徴量のS₅とS₆を当てはめることで、鮮度判定結果を求める。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0099

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0099】

・変形例 8 :

前記実施例および各変形例では、分光画像処理装置 100 の診断データベース保存部 39 に記憶された診断データベースと、推定された特徴量とに基づいて、診断部 19 が判定を行う構成とした。これに替えて、推定された特徴量を分光画像処理装置 100 とは別に構成された診断装置に出力し、診断装置が診断を行ってもよい。すなわち、分光画像処理装置 100 には診断データベース保存部 39 および診断部 19 はなくてもよい。